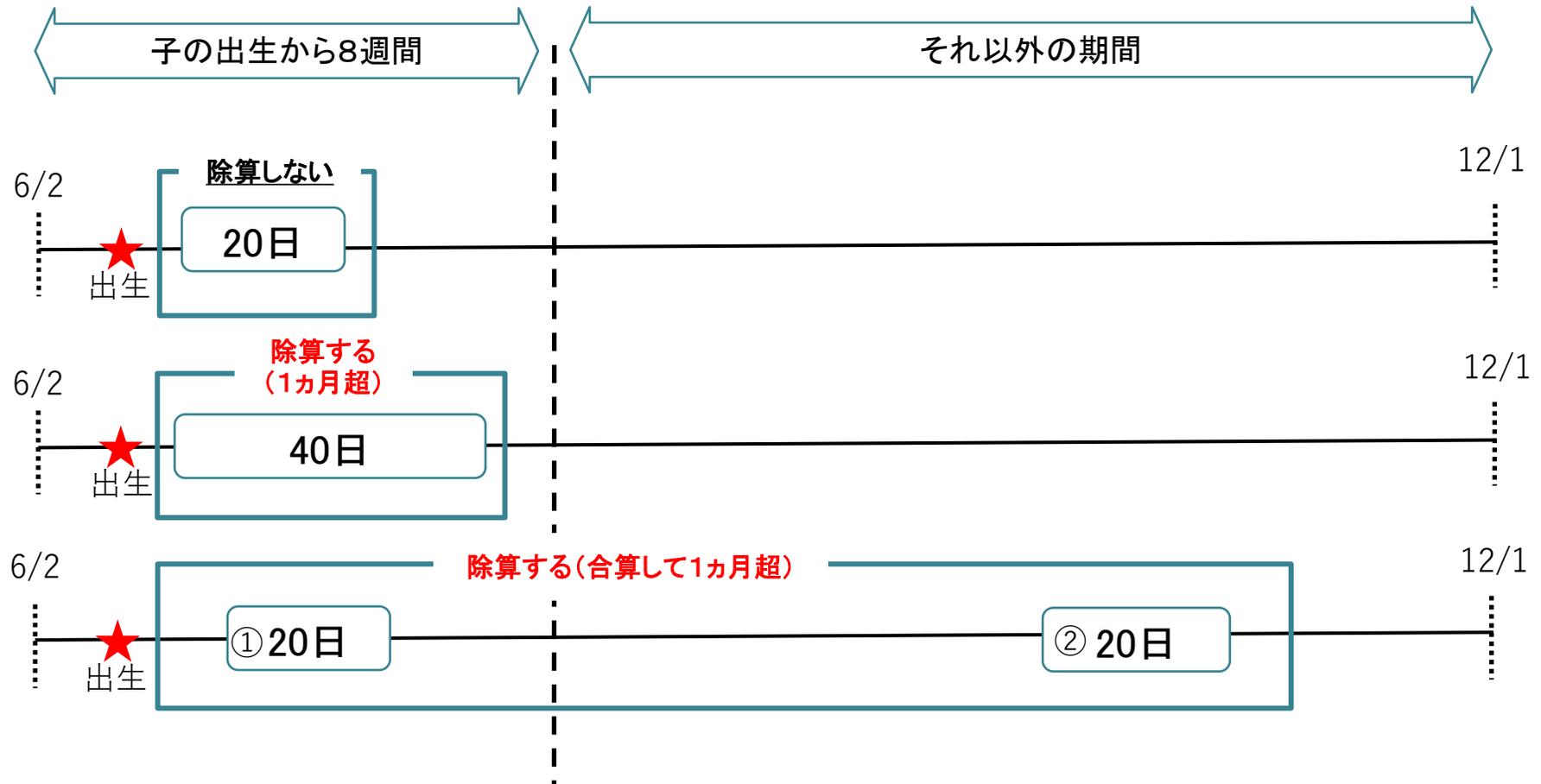


期末・勤勉手当の除算の取扱い（イメージ）

<現 行>

○1ヵ月以下の育児休業の期間は除算せず、1ヵ月を超える育児休業の期間は除算する。
(基準日以前6ヵ月以内の期間に複数の育児休業がある場合、合算して1ヵ月以下か、1ヵ月を超えるかを判断)



<見直し後>

○現行の枠組みを維持したうえで、子の出生後8週間以内における育児休業の期間①と、それ以外の育児休業の期間②は合算しない。

